



岩崎村漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岩崎村漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ、いわな）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で竿釣の漁具、漁法によって、遊漁をしようとする者は、あらかじめ第5条第1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 この漁場の区域において竿釣り以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで
やまめ・いわな	4月1日から9月30日まで

(禁止区域及び期間)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
国道101号線笹内橋上流端から河口までの間の区域	1月1日から12月31日まで
大池第1発電所笹内取水ダム上端から上流の本支流域	1月1日から12月31日まで



(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ いわな	15センチメートル "

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚 種	漁 具、漁 法	遊 漁 料
あ ゆ や まめ い わな	竿 釣	1 日 400円 1 年 3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

- (1) 西津軽郡岩崎村大字岩崎 岩崎村漁業協同組合
- (2) その他組合が指定した発行所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。



遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、 にじます、ひめます（蔦 沼のみ）、うぐい、こい、 ふな、うなぎ	手 釣 り 竿 釣 り	10,000円
溪 流 魚	やまめ、いわな、にじます、 ひめます（蔦沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、 うなぎ	手 釣 り 竿 釣 り	5,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
三戸郡三戸町大字八日町27番地 青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記第3号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内における川底を攪はんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を



命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

様式 ~~第1号~~

遊 漁 承 認 証

表

裏

No. 遊 漁 承 認 証	注 意 事 項															
<p style="text-align: center;">下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 15%;">(住所)</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">(年齢) 才</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚 種</th> <th style="width: 85%;">承 認 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ ゆ</td> <td>7月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ いわな</td> <td>4月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>漁具漁法 竿 釣</p> <p>遊漁区域 笹内川</p> <p>遊 漁 料 日券400円 年券3,000円</p> <p>発 行 者 岩崎村漁業協同組合 ㊤</p>	遊 漁 者	(住所)			(氏名)				(年齢) 才	魚 種	承 認 期 間	あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで	やまめ いわな	4月1日から9月30日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 この証を他人に貸与してはならない。 2 遊漁者は遊漁する場合には、この証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。 3 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。 5 川底をかくはんしてはならない。 6 国道101号線笹内橋上流端から河口までの区域内及び大池第1発電所笹内取水ダム上端から上流の笹内川本流域においては遊漁してはならない。 7 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
遊 漁 者	(住所)															
	(氏名)															
		(年齢) 才														
魚 種	承 認 期 間															
あ ゆ	7月1日から翌年3月31日まで															
やまめ いわな	4月1日から9月30日まで															



第2号
様式 (2)

漁場監視員証

表

裏

<p style="text-align: center;">No.</p> <p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">氏名</td> <td style="width: 30%;">(年齢 才)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 岩崎村漁業協同組合 ㊟</p>	氏名	(年齢 才)	住所		<p style="text-align: center;"><u>注意事項</u></p> <p>1 監視の際は、この証を携帯しなければならない。</p>
氏名	(年齢 才)				
住所					



第3号
様式 (3)

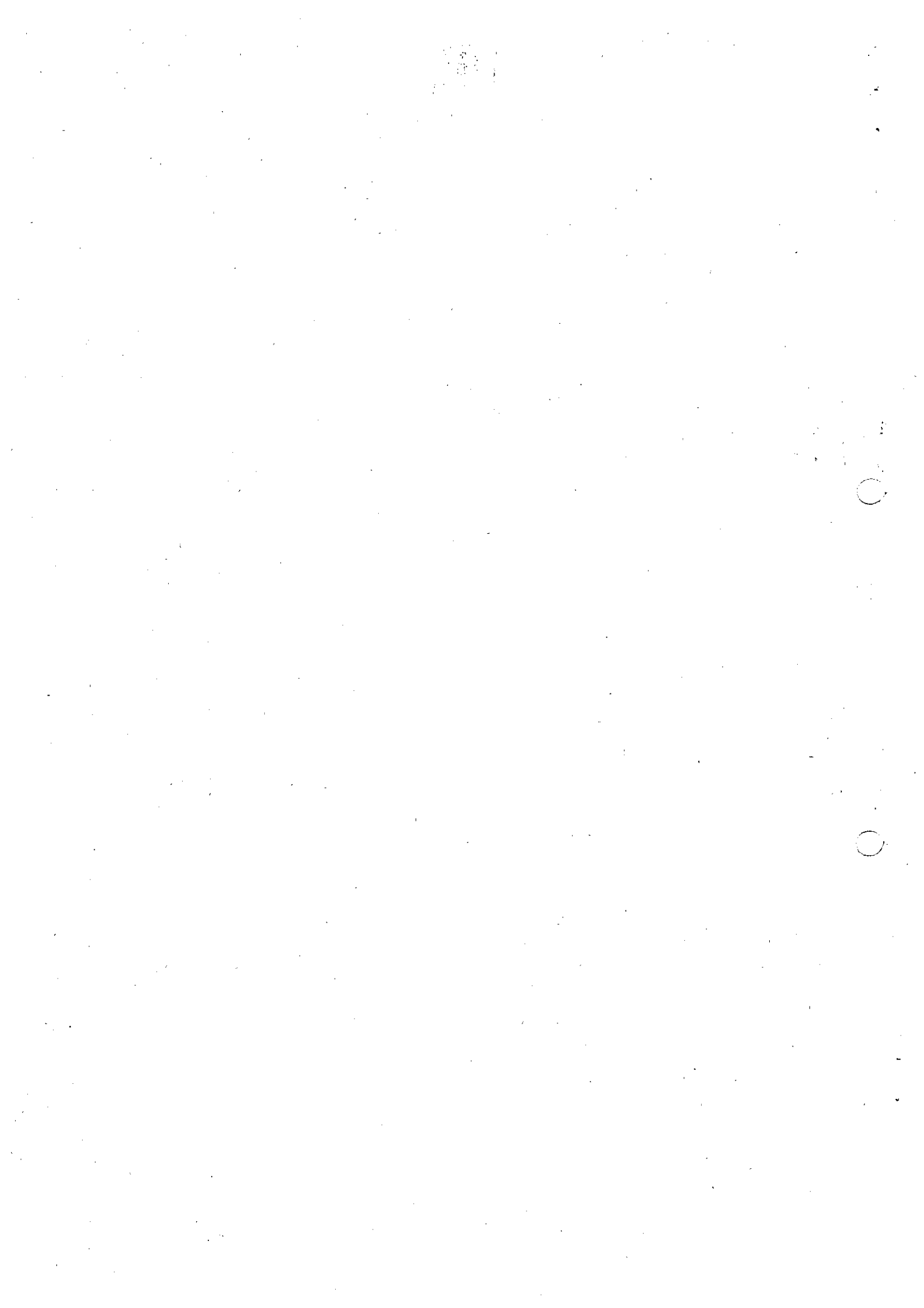
年度 県内共通遊漁承認証

No.

遊漁者	住所
	氏名
	有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日
	魚種
	遊漁料
	交付年月日

三戸郡三戸町大字八日町27番地

青森県内水面漁業協同組合連合会 ㊟



岩崎村漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権
遊漁規則の変更に係る新旧対照表

新		旧	
(省略)		(省略)	
<p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。</p>		<p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。</p>	
遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、うなぎ、ふな	手釣り 竿釣り	15,000円 10,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鳶沼のみ)、うぐい、こい、うなぎ、ふな	手釣り 竿釣り	8,000円 5,000円
(省略)		(省略)	



内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則一部改正新旧対照表

岩崎村漁業協同組合

改正後	現行
<p>新深浦町漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1条 この規則は新深浦町漁業協同組合が免許を～略～</p> <p>第7条 1 ～略～ 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならぬ。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。 (1) 西津軽郡深浦町大字岩崎 新深浦町漁業協同組合岩崎支所 (2) ～略～</p> <p>～略～</p> <p>様式第1号 遊漁承認証の表側 発行者 新深浦町漁業協同組合 ㊟ 様式第2号 漁場監視員証の表側 発行者 新深浦町漁業協同組合 ㊟</p>	<p>岩崎村漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1条 この規則は岩崎村漁業協同組合が免許を～略～</p> <p>第7条 1 ～略～ 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならぬ。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。 (1) 西津軽郡岩崎村大字岩崎 岩崎村漁業協同組合 (2) ～略～</p> <p>～略～</p> <p>様式第1号 遊漁承認証の表側 発行者 岩崎村漁業協同組合 ㊟ 様式第2号 漁場監視員証の表側 発行者 岩崎村漁業協同組合 ㊟</p>